

令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む3名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに、5段階評価を行う。
- (2) 委員が行った評価に、別表3に定める係数を乗じて得た点数の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員毎に提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 提案者が1者の場合は、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和3(2021)年度の事業において適用する。

(別表1 審査会の構成)

所属		役職	備考
総合政策部	地域振興課	課長	会長
		課長補佐(総括)	
		地域振興・移住促進担当課長補佐(GL)	
		地域づくり支援担当(GL)	

(別表2 審査項目)

区分		審査項目	
1	組織体制	(1)	業務が円滑に進められる人員体制か
		(2)	過去の実績から事業の成功を予見する組織と認められるか
2	企画力	(3)	社会背景や本県の現状・特性を踏まえた企画内容か
		(4)	当該業務委託仕様書が求める企画内容となっているか
		(5)	友だち登録の促進を図るための効果的な工夫がなされているか
		(6)	民間企業等の協力を得るための効果的な工夫がなされているか
3	経費の積算	(7)	積算が予算の範囲内であり、内容等が妥当か
4	計画性及び実現性	(8)	業務遂行可能な計画(企画の進め方)であるか

(別表3 係数)

区分		係数
2	企画力	3
1、3、4	組織体制、経費の積算、計画性及び実現性	2